

5 責任基準 (2) 証明問題

大阪大学助教授 加賀山茂

一 はじめに

一九八九年二月八日、最高裁判所第二小法廷は、製造物責任訴訟とともに、わが国における代表的な消費者訴訟とされている鶴岡灯油訴訟上告審判決において、ヤミカルテルと小売価格の上昇との因果関係の証明、および損害発生証明が不十分であることを理由に、石油連盟と石油元売り一〇社に対する不法行為に基づき損害賠償請求を棄却する判決を言い渡した(一)。

本件に関して、第二審判決(二)は、損害の発生、および因果関係に関して、事実上の推定を用いて消費者の損害賠償請求を認めていた。これに対して、本件最高裁判決は、因果関係等について推定を行なうこと

は違法であるとして、この第二審判決を破棄したうえで、消費者の請求を棄却したものであり、この判決によって、わが国の裁判所は、不法行為に基づく消費者訴訟に関して、明文の法律上の推定規定がないかぎり、解釈によって証明責任を転換する道を閉ざすことをみずから宣言したことになる(三)。

つまり、この判決によって、わが国の不法行為訴訟においては、消費者保護にとって、もつとも重要な因果関係、損害の発生証明等について、法律上の推定に関する明確な立法を行なわなければならないかぎり、消費者保護の実現が困難であることが明らかにされたのであり(四)、わが国においては、製造物責任に関して消費者保護を実現しようとするならば、証明責任に関する消費者保護立法を制定することが不可欠であることを示し

ているといえよう。

そこで、本稿では、裁判官による証明責任の分配に関する新しい解釈がもつた期待できないというわが国の事情にかんがみ、製造物責任に関する責任要件に関して、消費者保護を実現するために、いかなる証明責任立法を行なうことが必要であるかを考察し、製造物責任に関する証明責任の分配法則を立法的に解決するための指針を明らかにしようとするものである。

二 製造物責任における証明

一 証明主題と証明の程度

製造物責任の発生要件としては、無過失責任主義をとる場合には、(a) 製造物、(b) 欠陥、(c) 損害の発生、(d) 欠陥と損害発生との間の因果関係が重要となるが、ここでは、そのなかで、証明責任の転換が問題とされている①「欠陥」、②「欠陥と損害発生との間の因果関係」の証明の二点に焦点を当てて論じることとする。

ところで、訴訟における法律要件事実の証明の程度に関しては、有名な東大病院ルンバール過失事件上告審判決(五)が、証明の程度に関して以下のような言明を行なっており、この考え方は、学説によってもおおむね是認されている。製造物責任についても、一般に、これがそのまま当てはまると考えられている。

「訴訟上の因果関係の立証は、一点の疑義も許されない自然科学的証明ではなく、経験則に照らして全証拠を総合検討し、特定の事実が特定の結果を招来した関係を是認しうる高度の蓋然性を証明することであり、その判定は、通常人が疑いを差し挟まない程度に真实性の確信を持ちうるものであることを必要とし、かつ、それで足りるものである」。

しかし、先に述べたように、製造物責任の場合、欠陥の存在、欠陥と損害との間の因果関係等の要件について、消費者が、裁判官、または、「通常人が疑いを差し挟まない程度に真实性の確信を持ちうる」ところまで証明することは困難なことが多い。

もつとも、反対に、製造物から事故が起こりさえすれば、製造者等は

常に、欠陥がないことの証明、および、欠陥から損害が発生したのではないことを証明しなければならぬとすると、製造者に酷な結果が生じることが予想される。

これらの対立する利害を調整し、消費者保護と証明責任の原則との間の調整を行なうのが、法律上の推定規定の役割である。

二 証明責任と法律上の事実推定

ある法律要件について訴訟当事者のうち、どちらが証明責任を負うかは、最初から一義的に決定されており、訴訟の途中で変更されたりすることはない。

しかし、ある要件について、他のある事実が証明されるか否かによって、ある要件の証明責任を一方の当事者が負ったり、他の当事者が負ったりすることを可能にする技術がないわけではない。これを可能にするのが法律上の事実推定である。

一般的な例をあげて説明しよう(6)。たとえば、原告がある物件について、民法一六二条二項の一〇年の取得時効を理由に、所有権の確認を求めているとしよう。「一〇年間の占有の継続」という要件について

は、証明責任は原告が負っていると考えるのが通常である。

しかし、原告が一〇年前の占有開始の時とそれから一〇年経った時点の両時点について占有をしていることを証明したときは事情が異なる。

民法一八六条二項の推定規定の存在により、その間の占有の継続が法律上推定されるため、被告の方で、その間に占有の中断があつたことを証明しないかぎり、占有の継続はあつたと同様の効果が認められることになる。

つまり、「一〇年間の占有の継続」という要件については、原告が始期と終期の占有を証明した場合には、被告の方で占有の継続がないこと、つまり、どこかの時点で占有が中断していたことを確実に証明しなければならぬ。したがって、占有の継続について真偽不明となった場合には、一〇年間、占有は継続したものと判断される。

これに反して、原告が、占有の始期と終期の両時期の占有を証明できないときは、たとえ、占有開始から九年間について占有の継続を証明できたとしても、占有の継続は推定されない。そのため、最後の一年の占

有継続が真偽不明となった場合には、原告は敗訴となる。

このように、法律上の推定は、ある法律要件について、当事者のいずれか一方に機械的に証明責任を分担させるのではなく、証明手段の一部、またはまったく別の特定の事実(推定の前提事実)の証明があるか否かによって、ある法律要件の証明責任の分配を変更するという柔軟な分配法則を実現することを可能にする制度であることがわかる。

したがって、製造物責任の証明に關しても、欠陥の存在の証明、欠陥と損害発生の間因果関係等の法律要件に該当する事実の証明について、欠陥の証明とはいえないがそれに近い事実、または、因果関係の一部を推定の前提として特定し、その事実を消費者が証明した場合には、欠陥、および欠陥から損害が生じたこと因果関係の存在を法律上推定するという規定を設けることによつて、証明責任に関する消費者の利益と製造者の利益とを調和させつつ、消費者保護を実現することが可能となるであろう。

三 欠陥の存在の証明

一 人が正当に期待することのできる安全性を欠いていること

欠陥とは、製造物について人が正当に期待することのできる安全性を欠いていることである(7)。具体的には、欠陥の存否は、以下に述べるように、製造物の形状・外觀を含めた広い意味での「製造物の表示」と「消費者の使用の仕方」との二つの要素を相関的に考慮したうえで、製造物が安全性を欠いているかどうかを判断して決定される。

(1) 表示

製品は、本来、消費者の合理的に予期される使用方法を想定して、表示がなくても安全性が確保できるよりに設計されなければならない。表示を読み、一定使用方法を避けた場合にはのみ安全性が確保できるといふのでは不十分である。なぜなら、消費者が表示を読まないことが合理的であると考えられる場合がありうるからである。このことは、表示が小さすぎて、読みにくい場合ばかりで

なく、字の読めない子供が利用する場合を考えれば明らかである。

ただし、製品の危険性にもかかわらず、その有用性が高く、かつ、製品の危険性を除去する方法が警告等の表示以外にありえないとされる場合には、販売時の口頭の説明を含めて、商品に適正な表示がなされていれば、それを読み、または、理解して、表示通りの使用をすることが合理的に予期される場合もありうる(8)。その場合には、表示がなければ、一見合理的とみられる使用方法が、実は、合理的に予期される使用ではないとされ、または、製品は、正当に期待すべき安全性を欠いていない(欠陥がない)と認定されることもありうる。

反対に、一見、異常とみられる使用方法が、そのような使用に耐えることが表示されていた場合には、合理的に予期される使用方法ということになる。

このように、表示は万能ではないが、消費者の使用方法が「合理的に予期される使用」方法であるかどうか、または、製品が正当に期待すべき安全性を備えていたかどうかを判断するうえで影響を与える要素とな

ることは疑いがない。

(2) 合理的に予期される使用

製品について、「合理的に予期される使用」をしても消費者に損害が生じる場合は、通常は、「人が正当に期待すべき安全性を備えていない」ことになり、欠陥があることになる。しかし、自動車のことを考えるとわかるように、通常の運転をしていて交通事故が起これば直ちに自動車に欠陥があったとはいえないように、「合理的に予期される使用」をしていて事故が起こればからといって、その製品に欠陥があるとは断定できない。

反対に、消費者が「合理的に予期される使用」の域を越えて、異常とも思われる使用をした場合であっても、そのような使用にも耐えうることを表示されていた場合には、その製品には、「人が正当に期待すべき安全性を備えていない」ことになり、欠陥があることになる。

このように、「合理的に予期される使用」にもかかわらず、事故が起これたということは、欠陥の存在にとつて重要ではあるが、決定的な意味を持つものではないといわなければならない。結局、先に述べたよう

に、欠陥の存在は、「製造物の表示が適切かどうか」、「消費者の使用が合理的に予期できるものであるかどうか」という二つの要素を相関的に考慮したうえで、製造物が安全性を欠いているかどうかを判断して決定されるのである。

(3) 流通に置かれた時期以降の事情

EC指令(六条二項)は、「製造物は、後により良い製造物が流通過程に置かれたことのみを理由として、欠陥を有するものとはみなされない」と規定している。

しかし、これは当然のことであり、後により良い製造物が流通過程に置かれたことと、その他の補強証拠によつて、その製造物には、流通過程に置かれた当時から欠陥が存在していたことを証明することの妨げとなるものでないことも明らかである。

無過失責任としての製造物責任としての要件としての欠陥は、製造物が流通に置かれた時点で、すでに存在していなければならない(9)。しかし、過失責任の領域においては、製造物が流通に置かれた時点以降に、たとえば供給者の誤つた指示や、誤つた部品の取付によつて製品

に欠陥が存在するに至つた場合にも、製造者には、一般不法行為上の義務としての製造物監視義務が課せられており、製造者がこの義務を怠つて、欠陥の告知、警告、場合によっては、回収を怠つた場合には、製造者は、過失責任としての製造物責任を負わなければならないと考えるべきであろう(10)。

フランスの製造物責任に関する民法典改正草案一三三七条の一六によれば、「製造物が流通過程に置かれた後に明らかになつた欠陥または危険が存在する場合において、損害を生じさせる結果を防止するすべての措置、特に一般の人々に対する告知、又は、改修警告、又は、製造物の回収による措置を講じたことを事業者が証明しない場合にもまた、製造者の責任が生じるものとする」と規定して、製造者が損害回避のためのすべての措置を講じたことを証明した場合にのみ免責を認めていることに注目すべきである。

二 法律上の事実推定

製造物責任の実際の立法例においては、欠陥の存在の証明は、被害者である消費者が証明しなければなら

ないとされている(11)。

原則はその通りであるが、欠陥発生のメカニズムについて、企業秘密を理由に企業が証拠の提出を拒んだ場合に、裁判所もそれを是認し、あえて証明窮乏の状態で判決を行なう風潮にあるわが国の消費者訴訟の現状においては、この原則をそのまま適用することは妥当ではない。

わが国においては、証拠開示(discovery)の制度が存在していないため、消費者に欠陥の存在について証明責任を負わせてしまうと、製造者等は、企業秘密を武器に欠陥に関する証拠を一切提出せず、裁判所には欠陥の存在を判断する材料がまったく提出されないうまま、証明窮乏の状態を結審を迎えるということが予想される。このような場合には、裁判所は証明責任に従った判決をせざるえず、欠陥の存否について裁判所の判断がなされないままに、消費者が敗訴するという状態が続出する恐れがあり、消費者保護は絵に描いた餅となってしまう。

先に述べたように、この場合も、消費者が欠陥の存在を推認させるような一定の事実を証明した場合に、欠陥の存在を法律上推定すると

いう方法によって、消費者保護を実現する方法が考慮されるべきである。

このような法律上の推定規定を置くことは、単に消費者保護を促進するだけではない。これによって、製造者等は、欠陥の存在を否定するためのあらゆる証拠を裁判所に提出せざるをえなくなり、わが国に特有な製造物責任における証明窮乏の状態が改善され、真実発見が促進されることは疑いが無い。消費者としても、事故の原因が欠陥かどうかはまったくわからず、企業の側から何の証拠も提出されないまま敗訴となるよりは、企業から証拠が提出され、欠陥がないことが証明されて敗訴した方が納得がいくであろう。

このような点からも、一九七五年に公表された、製造物責任研究会による「製造物責任法要綱試案」(12)の立場が基本的に是認されるべきである。

(1) 推定の前提と反対事実の証明

「製造物責任立法への提案」第五節において、以下の二つの事実を消費者が証明したときは、製造物に欠陥があったことが推定されるとしている。

①「製造物を合理的に予期される方法で使用したことによって損害が生じた場合において、その損害がそのような使用によつては通常生ずべき性質のものでない」こと(13)。

②「製造物は、同一の生産過程において製造された他の製造物が備えている安全性を備えていない」こと(14)。

「製造物責任立法への提案」において、これらの事実を推定の前提とした理由の一つは、これらの事実がある場合には、製造物に欠陥が存在する蓋然性が高いことがあげられるが、さらに重要なことは、素人である消費者が証明できることは、せいぜい、この程度のことであり、消費者が自分の領域に属するこれらの事実の証明を尽くした以上、それにもかかわらず、欠陥が存在しないこと、すなわち、人が正当に期待すべき安全性を備えていることを製造者等の側に証明させるのが衡平の観点からも望ましいと考えられるからである(15)。

(2) 合理的に予期された使用から通常生じるべきではない損害の発生

「製造物責任立法への提案」第五節

一項においては、①消費者が合理的に予期される方法で使用したこと、②その使用によつて損害が発生したこと、③その損害がそのような使用によつては通常生ずべき性質のものでないことの三点が証明された場合には、製造物に欠陥があることが法律上推定されている。これは、一九七五年に提案された、製造物責任研究会の「製造物責任法要綱試案」の立場とほぼ同様である。

消費者によつて、このような証明がなされた場合には、欠陥そのものの証明がなされたのと同じではないかとの疑問が生じるかもしれないが、そうではない。たとえば、テレビでニュースをみていたら、突然テレビが火を噴いて燃え出し、家具を焼いてしまったという例を考えてみよう(16)。この場合、確かに、テレビには欠陥がある可能性が高い。しかし、そのような場合でも、テレビには欠陥がなく、たまたま落雷でテレビが燃え出す場合もないわけではない。また、自動車の例を考えてみれば、自動車の運転をしていたら事故が起こったという場合であっても、必ずしも、自動車に欠陥があったとはいえないことがありうる。

したがって、消費者によって、先に述べた推定の前提となる三つの事実が証明された場合でも、製造者等は、製造物に欠陥がないことを証明して責任を免れることが可能である。

(3) 同一の生産過程の製造物が備えている安全性の欠如

「製造物責任立法への提案」第五項二項においては、消費者が、ある製造物が同一の生産過程において製造された他の製造物が備えている安全性を備えていないことを証明したときは、その製造物には欠陥が存在することが法律上推定される。

消費者によって、このような証明がなされた場合には、欠陥そのものの証明がなされたの同じではないかとの疑問が生じるかもしれない(17)。しかし、そうではない。この場合でも、同一の生産過程で製造される他の製造物の安全性の基準が非常に高く、当該製品は確かにその基準よりは低いが、人が正当に期待することのできる安全性を備えていることを証明した場合には、製造者等は責任を免れることができる。

四 欠陥と損害との間の因果関係の証明

製造物責任の立法例においては、欠陥と損害との間の因果関係は、消費者が証明しなければならぬときとされている(18)。

しかし、証拠開示の手續を持たず、かつ、解釈によって、法律上の推定を認めるといふ柔軟性を持たないわが国の裁判所の現状の下では、この原則を安易に採用すべきでないことは欠陥の存在の証明の箇所述べたとおりである。

製造物責任における証明窮乏の状態を克服し、真実発見を促進するためには、この場合においても、一定の事実が証明された場合には、欠陥と損害との間の因果関係についても、その存在を推定することが必要である。

一 法律上の事実推定

「製造物責任立法への提案」第六においては、「欠陥のある製造物を使用した場合において、その欠陥によって通常生じうる損害と同一の損害

が発生したときは、その損害はその製造物の欠陥によって生じたものと推定する」としている。

推定の前提となる要件の証明がなされるような場合には、欠陥から損害が発生した蓋然性が高いことが法律上の推定を根拠づける一つの理由であるが、欠陥の存在の場合と同様、素人の消費者が証明できるのは、せいぜいこの程度のことであり、このような証明を消費者が尽くした以上、損害が欠陥から生じていないということの証明責任は、専門家である製造者等に負わせるのが衡平の観点から望ましいと判断するからである。

なお、この規定に関しては、一九七五年の製造物責任研究会の「製造物責任法要綱試案」六条も類似の規定を置いているが、要綱試案六条においては、「消費者が当該製品を使用又は消費した」ことが要件となっていないため、欠陥の存在が認定されると、直ちに因果関係の推定が働くことになる。そうすると、消費者の使用という消費者の領域に属することまで、製造者が反対事実の証明をしなければならぬことになり、製造者等にとって酷な場合がありう

る。したがって、「製造物責任立法への提案」第六においては、製造物の使用を推定の前提の要件とし、推定の要件をより厳格なものとしている。

(1) 推定の前提と反対事実の証明

製造物の使用によって、欠陥があれば通常生じる損害と同一の損害が発生した場合、その損害は欠陥から生じたことが法律上推定される。したがって、この場合、製造者等は、当該損害が当該欠陥から生じたものでないことを証明しなければならぬ。

先にあげた事例を使つて考えてみると、たとえば、テレビのトランスに絶縁不良の欠陥がある場合には、テレビが発火することがあることを消費者が証明した場合には、事業者は、その発火はトランスの欠陥によるものではなく、たとえば、落雷によるものであることを証明しなければならぬ(19)。

製造者の側も、落雷によって発火したことを直接証明できず、落雷があったこと、および、落雷があれば、テレビが発火することがありうることを証明したに留まる場合には、せいぜい因果関係について真偽

不明の段階に陥らせることができず、すぎないため、製造者等が免責されるとは限らないことに注意を要する。

五 流通に置かれた時

すでに欠陥が存在していたことの証明

これまでは、製造物の欠陥について、事故発生時に関する存否を問題にしてきた。しかし、無過失責任としての製造物責任においては、欠陥は、製造者が流通に置いた時点ですでに存在していることが必要である。

この証明については、製造者の側で、「損害を生じさせた欠陥は諸事情を考慮すれば製造物が流通におかれた時には存在しなかつたかまたはその後を生じた蓋然性があること」を証明したときは責任を負わないとするのが、「製造物責任立法への提案」第八第二号の立場である。

しかし、流通に置かれた時には欠陥がないことの「蓋然性を証明」した場合というのは、わが国の証明原

則からみると異例のものであるため、多少のコメントを必要とする。

この提案は、EC指令七条(b)に由来する。EC指令も、流通に置かれた時点では、欠陥が存在しない蓋然性があることを製造者が証明した場合に、製造者は免責されることを規定している。その趣旨は、欠陥が流通に置かれた時にすでに存在していたことの証明責任は、一応、消費者に負わせつつも、流通に置かれた時に欠陥が存在しなかつたことについての製造者の積極的な証明活動を促そうとするものであると推測される。

しかし、「蓋然性を証明する」という文言は、厳密に考えると、欠陥が流通に置かれた時に存在しないことについて製造者に証明責任を負わせるという意味なのか、それとも、蓋然性を証明するというのは、単なる反証にすぎず、流通に置かれた時に欠陥があることの証明は、依然として、消費者の側にあるのか、必ずしも明確ではない。もしも、前者を意味するのであれば、蓋然性の証明というのは、用語として適切でない。また、後者を意味するのであれば、証明責任は転換されていないの

であるから、それは単なる否認であり、免責の証明の箇所を取り上げるのは適切でないということになるからである。

EC指令にしたがって国内法を整備しつつあるEC諸国の製造物責任法においても、解釈は分かれていくように思われる。

証明について証拠優越の法則を採用するイギリスにおいては、蓋然性を証明するということは、すなわち、完全な証明をするのと同じことであり、したがって、イギリス法四条一項(d)においては、製造者が「当該欠陥が、関連時点において、製造物に存在していなかつたこと」を証明することを明確に抗弁事由と位置づけ、証明責任が製造者にあることを明らかにしている。証拠優越の原則をとらない諸国においても、これを抗弁事由として位置づけるものに、西ドイツ法一条二項二号、ポルトガル法五条(b)号、フランス法案一三八七条の八がある。

わが国においても、これを抗弁事由として位置づけることが適切であり、したがって、「製造物責任立法への提案」の第八第二号に関しては、解釈に疑義が生じうる「蓋然

性」という用語を削除するのが適切でないかというのが、筆者の個人的な見解である。

六 おわりに

製造物責任の実体法上の要件論は、EC指令の影響もあって、世界各国で共通化の傾向を示している。しかし、証明責任の問題は、一国の訴訟制度の現状と切り離して論ずることのできない問題である。

企業秘密を理由にすれば、裁判所への証拠提出を拒否できるというわが国の訴訟制度の現状、および、法律上の推定を解釈によつて認めるといふ慣行のないわが国の裁判所の現状を考慮するならば、「欠陥の存在」、および、「欠陥と損害との間の因果関係」についても、適切な法律上の推定規定を設けることが肝要である。

「製造物責任立法への提案」で示した法律上の事実推定の前提となる事実は、「欠陥の存在」、「欠陥と損害との間の因果関係」にとつて、蓋然性の観点からも、証明の容易さ、証拠との距離等の観点からも、消費者

に証明を要求するのが妥当なものである。そして、これらの推定の前定事実が証明された場合には、製造者等の側に、反対事実の証明を要求するのが、衡平の観点からも是認されるであろう。

「欠陥の存在」、および、「欠陥と損害との間の因果関係」の証明に関して、このような法律上の推定規定をおくことによって、はじめて、わが国の消費者保護は、実質的に、諸外国のそれと同一線上に並びうると考へるべきである。

(1) 最二判平1・12・8判例タイムズ七二二五七頁。

(2) 仙台高秋田支判昭60・3・26判例時報一四七号一九頁、判例タイムズ六四二二八〇頁。

(3) 実体法が証明責任を考慮した条文形式を持つているため、証明責任規定の解釈に関して厳格な解釈を展開していると考えられる西ドイツにおいてさえ、裁判所は、消費者保護のために、法律上の明文の規定なしに、解釈によって証明責任を転換する試みを継続している。

製造物責任に関して、過失の証明責任を転換した一九六八年一月二十六日の鶏・ベスト事件判決(BGHZ 51,51;五十風清「西ドイツにおける製造者責任法の現状」ジュリスト四四

六号(一九七〇年)七八頁以下参照)、因果関係の証明責任を転換した一九八八年六月七日のレモネード・ジン判決(BGHZ 104, 323・円谷峻「製造物責任訴訟における立証責任の転換(上、下)」本誌四四六号(一九九〇年)一二頁以下、本誌四四八号(一九九〇年)二六頁以下参照)は、その典型である。

これに対して、実体法規定が証明責任を明確に意識することなしに立法されているため、解釈の余地が広く残されているはずのわが国において、文言解釈の域を脱することができないわが国の裁判所の硬直的な解釈態度は際立っているといえることができる。

(4) 本判決には、以下のような島谷六郎裁判官(裁判長)の補足意見が付されている。

「因果関係の有無等については、これを消費者が主張立証することは、極めて困難な課題であるといわなければならない。消費者の被った損害の額につき何らかの推定規定を設けたならば、消費者が、訴訟を提起することが容易となり、規定の趣旨も実行あるものとなるであろうと考えられる。」

この補足意見は、消費者保護に関する法の不備と法律上の推定規定の必要性を指摘しながらも、裁判所による解釈には限度があるとするものであり、解釈を通じて時代に適応し

た証明責任の分配規則を創造することに消極的なわが国の裁判所の態度をはつきりと示している。

(5) 最二判昭44・10・24民集二九卷九号一四一七頁、判例時報七九二号三頁、判例タイムズ三二八号一三二頁。

(6) 浜上則雄「製造物責任における証明問題(三)」判例タイムズ三一一号(一九七四年)六頁以下参照。なお、破産法一二六条二項の「支払停止」をもって「支払不能」を推定する規定も法律上の事実推定を説明する場合によく引用されている。

(7) 欠陥と判断基準については、標準逸脱基準と消費者期待基準とが対比されているが、EC指令と同様、ここでは、消費者期待基準に従って欠陥の存否の判断を行なっている。両基準の詳細については、安田総合研究所「製造物責任——国際化する企業の課題——(有斐閣(一九八九)六五頁以下(朝見行弘執筆)参照)。

(8) 本来、「表示通りの使用」と「合理的に予期される使用」とが異なることについては、好美清光「EC指令と製造物責任」判例タイムズ六七三三(一九八八年)二七頁、P・シユレヒトリウム・吉野正三郎訳

「西ドイツの新製造物責任法の概要(上)」本誌四三八号(一九八九年)二六頁参照。

(9) 好美・前掲論文判例タイムズ六

七三三(一九八八年)二六頁以下参照。

(10) P・シユレヒトリウム・吉野正三郎訳「西ドイツの新製造物責任法の概要(下)」本誌四四二号(一九九〇年)四二頁参照。

(11) 特にEC諸国は、EC指令四条にしたがって、ギリシャ(四条)、イタリア(八条)、ルクセンブルグ(三条)、デンマーク(六条二項)、西ドイツ(一条四項)、フランス(法案一三八七条の八)、スペイン(法案五条)等、ほとんどの製造物責任立法が、消費者に証明責任のあることを規定している。

(12) ジュリスト五九七号一六、一七頁。

(13) これは、一九七五年の製造物責任研究会「製造物責任法綱草案」五条一項の「製造物を適正に使用したにもかかわらず、その使用により、損害が生じた場合において、その損害が適正な使用により通常生じうるべき性質のものでないときは、その製造物に欠陥があったものと推定する」に由来する。

(14) これは、一九八八年の「欠陥製造物責任に関するイタリア共和国大統領令」二二四号の五条三項の「製造物は、同一の生産過程における他の製品が通常提供する安全性を提供しない場合において、欠陥を有するものとする」に由来している。なお、イタリア法の翻訳は、朝見行弘・ヨ

1 ロッパにおける製造物責任立法資料によった。

(15) 証明責任の分配法則については、学説が対立しており、一応、規範説が通説とみなされている。この点に關しては、松本博之「証明責任の分配」新・実務民事訴訟法講座二(判決手続通論二)日本評論社(一九八一年)二八六頁参照。

しかし、規範説は、立法者の意志決定の後に作成される条文構造によつて証明責任の分配を決定しようとする説であり、立法上の意志決定そのものにはまつたく役に立たない。そこで、証明責任の分配を考えるにさいしては、立法の意志決定に役立つ反規範説の立場を参考にしている。ただし、できあがった「製造物責任立法への提案」の記述の仕方は、通説である規範説にも十分配慮をしている。

(16) 「発炎・発火、安全策のビジョンなおチラつくテレビ」朝日新聞一九九〇年六月二三日(朝刊)参照。

(17) 事実、この規定のモデルとなつた一九八八年の「欠陥製造物責任に關するイタリア共和国大統領令」二二四号の五条三項は、「製造物は同一の生産過程における他の製品が通常提供する安全性を提供しない場合において、欠陥を有するものとする」としており、このような証明をもつて、欠陥の存在そのものの証明とみなしている。

(18) 特にEC諸国は、EC指令四条に従つて、消費者に証明責任がある旨の明文の規定を置くものが多い。

(19) P・シュレヒトリューム・吉野正三郎訳・前掲論文(上)本誌四三八号(一九八九年)二八頁参照。
(かがやま・しげる)

●法律・税務・会計——実務に必須の専門法令集

リース小六法 平成2年版

通商産業省産業政策局取引信用室監修 四六判/601頁/定価5,500円(税込)

リース取引に必須の法律、政令、省令、通達、判例を網羅した法令資料集。民商法を始め各種の業法・行政法規に点在する規定を洩れなく収載するとともに国税通達、関係重要判例要旨をも収録した。法律・税務・会計のすべてに関わる法令を網羅。

民・商事法 民法 法例 民法施行法 建物の区分所有等に関する法律 工場抵当法 建設機械抵当法 抵当証券法 仮登記担保契約に関する法律 利息制限法 建物保護ニ関スル法律
社会・経済法 労働安全衛生法 薬事法 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律 割賦販売法 訪問販売等に関する法律 訪問販売等に関する法律施行令 訪

問販売等に関する法律施行規則 機械類信用保険法 外国為替及び外国貿易管理法 公法 財政法 地方自治法 リース取引に係る法人税関係通達 租税特別措置法 地方税法
条約 国際ファイナンス・リースに関するユニドロワ条約(仮訳)
その他 関係判例一覧 機械類リース信用保険約款 プログラムリース信用保険約款

社団法人 商事法務研究会 東京都中央区八丁堀 2-27-10 電話 03(552)4942(営業) 03(552)4944(編集)